

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全社員が働きやすい環境を作ることにより、全ての社員が持つ能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 期間 令和7年2月1日～令和12年1月31日 の5年間

2. 内容

目標1：育休取得者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和7年2月～
全社員に「育休復帰支援プラン」や両立支援制度育児休業給付、休業中の社会保険料免除等について周知する。
- 令和7年3月～
育休取得者に「育休復帰支援プラン」策定開始